

静岡市 一般不妊治療費助成事業のご案内

～平成26年4月より医療保険適用外の「人工授精」の治療に要した経費を助成対象とします～

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における「一般不妊治療費助成」の対応について

令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳で、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合、妻の年齢が41歳に到達する日の前日まで対象者として。

(令和2年3月31日時点で妻の年齢がすでに40歳の方は対象外です)

対象年齢の方の申請期限は令和3年3月31日までです。

一般不妊治療費助成金の申請受付は窓口での受付を行っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、令和2年度に限り令和3年3月31日までに申請の方は郵送でも受付を致します。必要書類をレターパック等配達記録の残る方法で郵送し、領収証の返却のため必ずレターパック等を同封してください。

(普通郵便などで配達記録の残らない方法での不着事故などに関しては責任を負いかねます)

※今後取り扱いを変更する場合は市のホームページに掲載しますので、申請される際は必ず最新の情報をご確認ください。

【郵送受付先については裏面をご覧ください】



一般不妊治療費助成

1. 対象となる方 次のすべての要件を満たす方

- (1) 夫婦または一方が静岡市に住民登録のある方で戸籍上の夫婦である方
- (2) 医師の診断により、人工授精の治療を行った方
- (3) 助成対象となる治療の治療開始時点において妻の年齢が40歳未満の方

2. 助成の内容

(1) 対象となる経費

医療機関において不妊症と診断され「人工授精」の治療に要した費用

- ・医療保険各法に基づく給付の対象とならないものに限り。
- ・配偶者以外の第三者から精子や卵子の提供を受けた場合や代理懐胎（代理母、借り腹）は対象外となります。
- ・交通費、文書料、入院費など直接治療に関係しない費用は含まれません。

(2) 助成対象になる治療期間

治療を開始した日の属する月の初日から起算して2年間（申請期限ではありません）

※ただし、医師の診断（その他のやむを得ない事情）により補助事業を中断した場合は、補助対象期間を中断した月数を延長することができます。

(3) 助成額

対象となる治療に要した費用のうち7割、6万3千円を上限に助成

(4) 一般不妊治療費の助成を受けて出産※し、その後、次の人工授精を行う場合には、再び2年間で6万3千円を限度に助成の申請ができます。

※「出産」には妊娠12週以降の流産、死産等も含まれます（妊娠12週未満の流産、死産等は「出産」の扱いとはなりません）。別途証明が必要になることがありますので、詳しくは子ども家庭課までお問い合わせください。

助成対象となる治療

助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

- A 事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及びHIVなどの感染症検査費用
- B 採精費（事前採取も含む。）
- C 精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（人工授精当日に、授精することができない場合に限る。）
- D 精子の濃縮、精子の洗浄等に要する費用
- E 排卵誘発のためのHCG注射に要する費用
- F 精子を子宮内に注入するために要する費用
- G 人工授精後、感染予防のため、服用する抗生剤等に係る費用

3. 申請回数

下記申請期限をご注意の上、まとめて1回で申請することができます。
(その都度文書料がかかりますが、2回以上に分けて申請することも可能です)

4. 申請期限 ～必ずご確認ください。期限内の申請をお願いします～

- (1) 治療が終了した日※が4月～9月…治療終了年度の年度末(翌年3月末日)まで
(2) 治療が終了した日※が10月～3月…治療が終了した日から起算して180日を経過した日まで
※治療が終了した日とは、「一般不妊治療受診等証明書(様式第2号)」に記入されている治療期間の末日

治療終了後、必要書類が整い次第すみやかに、申請してください。後日、決定の可否を通知します。決定通知は、確定申告等で必要となる場合があります。再発行はしませんので、大切に保管してください。

5. 必要書類

(1)一般不妊治療費補助金交付申請書(様式第1号)	・(1)(2)(3)の書類は、子ども家庭課(清水庁舎9階)、各区健康支援課、各区子育て支援課または県内実施医療機関にて入手してください。また、市役所ホームページからも入手できます。
(2)一般不妊治療費受診等証明書(様式第2号)	
(3)請求書(様式第5号)	
(4)医療機関発行の領収書 ※コピー不可	・(2)の証明書に記入されている期間のものをすべてお持ちください。
(5)戸籍謄本(全部事項証明書)※コピー不可 (発行日から概ね3か月以内のもので婚姻関係がわかるもの) ☆各区役所戸籍住民課及び各支所、市民サービスコーナーで発行しています。 ※年度内(4月から翌年3月)に一般の2回目(1回目の助成金が満額に至らなかった方)、特定・不育の申請をされた方は、省略可。 ※ただし、記載内容に変更があった場合には、再度取り直してください。	・ 夫婦共に日本国籍を有する者 戸籍謄本(全部事項証明書)1通ご用意ください。 ・ 夫婦のどちらかが日本国籍を有する者 日本国籍を有する者の戸籍謄本(全部事項証明書)1通ご用意ください。 ・ 夫婦共に外国籍を有する者 婚姻をしていることを証する書類(住民票または婚姻証明書など)1通ご用意ください。
(6)夫婦の医療保険証のコピー(治療時に使用していた保険証) ※H27.10.1より、必要書類に追加されました。 ※年度内(4月から翌年3月)2回目以降(1回目の助成金が満額に至らなかった方)の申請の方は、省略可。	・保険者又は他の機関から(2)の証明書に記入されている治療に対して、本助成金申請前に給付があった場合、合計金額から給付金額を除きます。

※窓口申請の際、申請書(様式第1号)に押印した印(スタンプ印不可)、振込先口座のわかるもの(通帳等)をお持ちください。

6. 申請書等提出先

- 葵区健康支援課 (葵区城東町24番1号 城東保健福祉センター2階) TEL054-249-3196
- 駿河区健康支援課 (駿河区曲金三丁目1番30号 南部保健福祉センター2階) TEL054-285-8377
- 清水区健康支援課 (清水区渋川二丁目12番1号 清水保健福祉センター3階) TEL054-348-7981
- 葵福祉事務所子育て支援課 (葵区追手町5番1号 葵区役所2階) TEL054-221-1093
- 駿河福祉事務所子育て支援課 (駿河区南八幡町10番40号 駿河区役所2階) TEL054-287-8674
- 清水福祉事務所子育て支援課 (清水区旭町6番8号 清水区役所1階) TEL054-354-2120

【問合せ先・郵送受付先】 静岡市子ども未来局 子ども家庭課

清水区旭町6番8号 清水庁舎9階 TEL054-354-2649

*郵送の方は領収証の返却のため必ずレターパック等を同封してください。

静岡市役所ホームページ(<http://www.city.shizuoka.jp/>)では、ご案内と申請書類『一般不妊治療費補助金交付申請書(様式第1号)・一般不妊治療費受診等証明書(様式第2号)・請求書(様式第5号)』を取り出すことができます。記入例を参考にご記入ください。(静岡市役所HP ⇒ 子ども家庭課 ⇒ 不妊治療費助成制度)